

# 高齢者の4人に1人が認知症になる時代。 あなたはご家族の大切な資産を守れますか？



## もしも、大切な家族が認知症になったら…



### 所有する不動産を売却できなくなります

認知症になると、有効な契約を締結できなくなります。そのため売却はおろか、たとえば不動産を賃貸に出すこともできなくなります。

成年後見制度は認知症発症後の資産問題を含む対策として知られています。しかし…

- 家族が後見人に選ばれることが少ない
- 後見人に**毎月報酬を支払う**必要がある
- 本人や家族の**意向が反映されにくい**
- 後見人による**横領事件も起きている**



### 銀行口座が凍結されることがあります

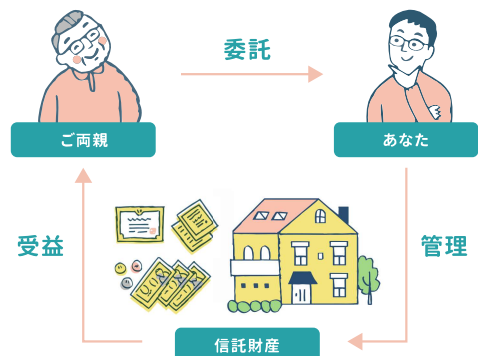
認知症になると、各銀行の判断で口座からの出金が停止されることがあります。一度凍結されると家族であっても解除することはできません。

じゃあ、どうしたら家族の大切な資産を守るの？



## これらの問題を未然に防ぐ**家族信託**をご存知ですか？

家族信託は「大切な家族の資産を家族で守る」ためのしくみです。家族信託では、資産をお持ちの方(委託者)がお子さまなど信頼できるご家族(受託者)に資産の管理を委託する旨の契約を当事者間で交わします。契約締結後は受託者が信託財産の形式的な所有者となり、信託契約書の定める通りに資産の管理・運用・処分を行います。資産の形式的な所有者は受託者となるので、たとえ委託者が契約締結後に認知症を発症しても、資産が凍結されることはありません。信託する資産の種類も、どのような目的で資産を管理するかも柔軟に設定できる点は成年後見制度にはない大きな特長です。家族信託は老後の資産管理対策として大変優れたしくみなのです。



# ファミトラでは、3つの安心をご用意しております。

## 1 さまざまな 専門家がいる安心

家族信託の組成には弁護士や司法書士などの専門家とのやりとりが必要不可欠です。ファミトラではそうしたやり取りも専任の担当者に間に立つので、スムーズに手続きを進めることができます。

## 2 費用が安い安心

従来、家族信託の組成費用は高額になりがちでしたが、ファミトラはITを活用した手続きの合理化によって、低価格での家族信託サービスの提供を実現しました。

## 3 専門コーディネーター のサポートで安心

家族信託やその他終活対策に豊富な知識と経験を有する家族信託コーディネーターが、皆さまへの家族信託のしくみのご説明から具体的なご提案、組成手続きまでを総合的にサポートします。



## 家族信託組成のご料金

ファミトラの基本サービス(家族信託組成サービス、信託監督人サービス)をご利用いただくための料金です。信託財産には現金のほか居住用・賃貸用の不動産を含めることができます。

※不動産の場合、固定資産税評価額をもって信託財産評価額に算入します。

初期費用※1	継続費用(月額)※2
5万円～ (税込55,000円～) 家族信託組成サポートサービス	980円～ (税込1,078円～) 信託監督人サービス / 専門家相談サービス

※1 信託する財産の規模、種類および信託契約締結までの期間に応じて初期費用は変動いたします。

※2 月額費用は、1年に1回まとめてお支払いいただけます。受益者の年齢に応じて金額が変動いたします。家族信託についてのご相談だけでなく、相続や不動産売却についてのご相談も、専門家に回数制限なく可能です。

### ① 家族信託の組成には、上記初期費用及び月額費用の他に下記記載の費用が発生します。

- 信託契約書の作成に係る弁護士費用・信託契約書を公正証書化する際の費用・信託口座の開設費用・不動産の登録免許税
- 不動産登記に係る司法書士費用 ※具体的な金額は条件により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- 公証役場での信託契約締結等で出張対応が必要になった際、交通費等が別途発生する場合がございます。

様

ご連絡は

まで

# ファミトラ

運営会社 株式会社ファミトラ

所在地 東京都港区六本木7-18-18 住友不動産六本木通りビル2階

メール alliance@famitra.jp

ご相談はこちらから



【代理店ご担当者様用】  
お客様のご紹介は  
こちらからお願いします

